

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年3月23日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	都築 英治委員、黒田 清吾推進委員、沓名 重康推進委委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、池田主事、青山
議事録署名者	3 神谷 力 委員 11 菱田 政量 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 3番 神谷 力 委員 11番 菱田 政量 委員

また、欠席者は 7番 都築 英治 委員 2番 黒田 清吾 推進委員
24番 沓名 重康 推進委委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第9号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号18番の1件です。

申請内容は、所有権移転をするものが1件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが1件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが1件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第10号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第10号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3番、4番の2件です。転用用途は農業用倉庫が1件、農家住宅の離れが1件です。

続きまして、日程第3第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今回の申請は、受付番号15番から27番までの13件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が5件、駐車場が4件、粘土採掘場が1件、診療所が1件、調剤薬局が1件、育苗施設兼駐車場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、受付番号19番の駐車場、23番の駐車場、25番の粘土採掘場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、3月13日(金)に神谷力委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第12号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第12号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第3号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第3号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号2番の1件です。転用の事由としましては、共同住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号6番から9番の4件です。転用の事由としましては、共同住宅の建築が1件、分譲用宅地用地が1件、住宅の建築が2件です。

続きまして農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号37番から53番の17件です。解約事由別にみますと、自作するためが1件、売却するためが1件、他の農地を借りるためが1件、利用権設定するためが5件、転用するためが9件です。

続きまして、12ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2番から3番の2件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

最後に13ページ、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場として継続利用、田から採掘場へ追加するためが1件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった

○ 杉浦泰明推進委員

農地法第18条の受付番号45から51番ですが、●●町●●でかなり多くの農地が転用されるということで、対象となる営農さんがどのくらいの面積か見ると、●●さんが3反7畝くらいで、●●が4反6畝くらいでした。営農継続支援金の対象は5反以上ないといけないからこれは対象にならないんですね。

○ 石原係長

この場で即答できないので確認させていただき、お答えさせていただきたいと思います。

○ 杉浦泰明推進委員

確かルールは1年以内と聞いたような聞かないような気がしますが、1年の

期間の考え方、いつからいつまでという考え方によっては他でも転用があれば5反以上になる可能性もあるので、せっかく作った営農継続支援金ですので、なるべく農家さんの有利になるような考え方で実施していただけるとありがたいなと思います。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る27号計画の策定について

上記の協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは事前にお配りした「安城市の農業の振興に関する計画（27号計画）調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも関連いたしますが、令和8年2月20日付で出されました農用地区域から除外するための申出のうちの2件です。

調書に記載のある2つの申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区の受益地となっております。

農用地区域からの除外に関する法令上は、かんがい排水事業完了後、8年を経過するまでは受益地内の土地を除外することはできないこととなっておりますが、設けられる施設が、地域の農業や農村集落の振興に寄与すると認められることを市の計画として位置づけることで農用地区域から除外することができるようになっております。

この市の計画をいわゆる27号計画と呼んでおります。

今回の案件は農村集落の生活の利便性を図るものや、若者を地域に定住させるなど、農村集落の維持拡大をもたらす効果があるものと考えております。

本市では既存排水路の補修や能力の向上等を目的としたかんがい排水事業の場合、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいことや、受益地が広範囲に及ぶため一律に除外を認めないこととすると、農村集落の維持拡大に影響が出かねないことなどから、除外をする必要があるものは27号計画に位置付けるものとしております。

27号計画については、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日ご提案させていただいております。

説明は以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

それでは事前にお送りした資料のうちA4横の資料で右肩に四角で囲いのある協議依頼事項とある、農用地利用計画変更についてという資料をご覧ください。

1 ページ目は令和8年2月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用地区域への編入が1件 面積は16,518㎡、農用地区域からの除外が21件 91,594.33㎡、農用地から農業用施設用地への用途変更が4件 3,423.93㎡、以上合計件数としては26件の農用地利用計画の変更申出がありました。

なお、令和8年度は安城農業振興地域整備計画の全体見直しを予定しているため、今回の2月申出を最後に、令和9年1月まで農用地利用計画変更の申出の受付を停止しており、次の申出は令和9年2月からとなります。その影響で今回は申出件数が多くなっているものと見込まれます。

それでは案件についてですが、まず、農用地区域への編入の案件につきましては2ページ目に記載しております。今回の申出場所については、令和7年5月に工場建設のための除外申出により農用地区域から除外した場所ですが、工場建設が取り止めとなったことから、事業者からの申出に基づき、農用地区域へ再度編入するものとなっております。

続きまして農用地区域からの除外については、3ページと4ページに一覧を記載しております。目的別の内訳としては、分家住宅などの住宅等のための14件、工場建設のための2件、駐車場や資材置場のための2件、社会福祉施設などの店舗サービス施設が1件、公共用地として環境クリーンセンターの拡張用地が1件、その他としてガバナ施設いわゆる都市ガスの整圧をするための施設が1件の申し出となっています。

最後に農用地から農業用施設用地への用途変更の申出につきましては、5ページ目に記載のとおりですのでご確認ください。

以上の案件のうち、編入及び除外のための案件で面積が1000㎡を超える案件につきましては、本日配付したA4縦のホチキス止めの資料で、協議依頼事項・農用地利用計画変更申出について、関連資料と書かれた資料に、位置図や土地利用計画図を載せておりますのでご確認ください。

なお、農用地利用計画変更に係る現地調査につきましては、3月13日に、神谷力委員と山村京子委員にお願ひし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただけましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

定例会資料の1ページをご覧ください。これは、単年度ごとの農業委員会の最適化活動の目標設定です。この目標につきましては、国の通知に基づき、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を定めることとされておりますので、令和8年度の目標設定等を行うこととなります。

まず1ページですが、農業委員会の状況を数値で表したものでございます。

時点は令和8年4月1日とし、1の「農業委員会の現在の体制」、2の「農家・農地等の概要」については、事務局が把握する数値や、農林業センサスなどの直近の統計数値を利用しております。

次に、2ページをご覧くださいまして、ここからが目標の設定となります。

上段のⅡ「最適化活動の目標」のうち、1「最適化活動の成果目標」として、(1)農地の集積、2ページ中段に(2)遊休農地の解消、3ページに(3)新規参入の促進の3項目が挙げられております。

まず、(1)農地の集積でございますが、②の目標として、「農地の集積の目標年度」の欄があります。こちらの数値について、愛知県の基本方針で定める目標値を設定することとされておりますので、県に併せて目標年度は令和17年度に、集積率は70%としております。

そして、②の目標の右下の「今年度末の集積率(E)」の欄には、昨年度の目標設定した69.0%から、1%増加の70.0%としております。

次に、(2)遊休農地の解消につきましては、現時点では遊休農地はないと整理しておりますので、省略させていただきます。

次に、(3)新規参入の促進でございます。この項目の目標設定にあたりましては、新規参入者の数を増やすというのではなく、②の目標の欄の下段に記載がありますように「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」、つまり、貸付け可能な農地情報を増やすことが目標となります。

こちらの面積は、過去3か年の権利移動面積の平均の1割以上を記入するこ

ととされておりまして、3条許可や利用権設定による権利移動面積の実績を元に35.1haとしております。本市においてはなかなか新規参入者に貸付可能な農地としては現実的ではない数値となってしまっておりますが、国のルールどおりに目標設定を行うとこういった数値となってしまいます。

続いて、2「最適化活動の活動目標」ですが、まず、(1)1人当たりの活動日数として、前年度と同様の「8日」としたいと考えております。また、この活動日数については、前年度実績を上回る日数を設定することとされておりまして、現在、令和7年度実績はまだ確定しておりませんが、仮に令和7年度の実績が8日以上となった場合には、修正させていただく場合があります。

次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、強化月間には、7、8月の利用状況調査(農地パトロール)は、設定できないこととされておりまして、安城市では、農地パトロールの一連の流れとして、7、8月の利用状況調査の後に、文書による農地の利用意向調査、不耕作地に対する指導などを行っておりますので、前年と同様これらを行う月を強化月間としたいと考えております。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標でございます。これには、事務局のみでなく、農業委員、推進委員が1人以上、相談会などに参加することとされておりまして、前年度と同様、安城市のアグリライフ支援センターで野菜づくりコースを受講している方に、安城市が取り組んでいる農地マッチング制度の紹介などをしてまいりたいと考えております。

本日ご承認をいただきましたら、令和8年度の目標の設定等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件については、以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

4 安城市情報セキュリティ基本方針の策定について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

定例会資料4ページ、資料2をご覧ください。安城市農業委員会としてこの「情報セキュリティ方針」を策定するため協議事項とさせていただきました。

まず、「1 経緯等」からご説明いたします。近年、行政機関におけるネットワークを通じた相互接続が急速に進展してまいりました。このような状況において、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性の担保が必要となってまいりました。要は、パソコンやその中のデータを守るための対策をしっかりとしないといけない、というような意味合いです。このサイバーセキュリティに関

しては、従来は総務省がガイドラインを示して、各地方公共団体が個々の判断でセキュリティポリシーを作成していました。要は、自治体ごとに取組がバラバラだったということです。

そこで、地方自治法の改正が行われ、情報セキュリティ方針の策定が義務化されました。その下にイメージ図を載せておりますが、左側は、従来のもので、総務省がガイドラインを作成し、地方公共団体が方針を任意で策定していました。右側が法改正後で、法律に基づき総務大臣が指針を作成し、地方公共団体は、方針を策定しそれを実施することが義務化されました。

次に「2 策定方法」についてですが、既に情報セキュリティポリシーを策定している団体は、大臣指針を踏まえて必要な見直しを行うことで、地方自治法に基づく方針と位置付けることができることとされております。また、市長、市議会、その他の執行機関、この執行機関の中には農業委員会も含まれております。それらの執行機関にそれぞれ策定義務がございますが、「共同策定」が可能とされております。

そこで、安城市では、大臣指針に準じたセキュリティ基本方針を共同策定することといたしました。

その下にイメージ図がございますが、左側が現行の情報セキュリティポリシー体系です。現在は、安城市情報セキュリティ基本規則や各要綱や手順書などが作成されておりました。右側が今後のセキュリティポリシー体系です。「安城市情報セキュリティ基本方針」を各執行機関で共同策定します。従来規則については、その下にある「対策基準」として位置づけ、従来の要綱等を「実施手順」として位置づけることとしております。なお、農業委員会などの市長部局以外の「その他の執行機関」については、「対策基準」や「実施手順」は策定義務ではなく、必要に応じて策定することとされております。

次に、5ページをご覧ください、基本方針の内容をご説明いたします。なお、基本方針の全文については、次の6ページから10ページに添付させていただいておりますが、本日は要点のみを5ページでご説明いたします。

まず「(1) 対象とする行政機関」ですが、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う市長並びに議会」となっております。

「(2) 対象とする情報資産」については、パソコンやタブレット、それからこれらを相互接続する通信網など。それから、これらの中で扱う情報となっております。

「(3) 対象とする脅威」ですが、サイバー攻撃、情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用、操作ミス、自然災害、電力供給の遮断などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去などとなっております。

「(4) 情報セキュリティ対策」について、(3) で挙げたような脅威への対策として、組織体制としての対策を始め、情報資産の分類と管理の対策、システム全体の強靱性向上、物理的・人的・技術的セキュリティを向上させることなどを掲げております。

最後に「(5) 職員等の順守義務」ですが、ここでいう「職員等」には農業委員の皆様、推進委員の皆様も含まれております。順守義務としては、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つこと、業務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシー等を遵守すること、とされております。

ここまで長々と説明いたしました、今回の情報セキュリティ基本方針の策定に当たって、農業委員、推進委員の皆様に関係することとしてお願いしたいことといたしましては、農地パトロールで使用しているタブレットの使用に際し、業務で使用する以外のアプリを無断使用しないこと、業務以外の目的でのインターネットサイトの閲覧をしないこと、それからタブレット本体の管理をしっかりしていただき紛失や破損、他の方による持ち出しなどが無いように管理していただくことを改めてお願いさせていただきます。

本日、ご承認をいただきましたら、正式な情報セキュリティ基本方針として決定させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

続いて、連絡報告事項について石原係長より次のとおり説明があった。

まず、ここに記載はございませんが、先月の定例会にて承認いただきました「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」につきまして、3月12日(木)に第1市長室にて、会長、会長職務代理者にご出席いただきまして、市長に直接提出をしていただき、皆様からの意見を市長へ直接伝えて参りました。市からの回答につきましては4月又は5月の定例会でご報告させていただく予定でございます。

続いて、「1 令和8年農業委員会開催日程について」ご説明いたします。

昨年、日程については既にご案内させていただいておりますが、一部修正がございますので再度ご案内させていただきます。別添で予定表をつけさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。次期委員の方に関係する部分にはなってしまいますが、右上の7月の予定を修正させていただいております。以前お配りしたものは22日だけが開催予定日になっておりましたが、令和8年7

月は改選がございますので、7月22日（水）に総会を開催し改選に係る任命等を行わせていただき、24日（金）に通常定例会を開催する予定でございます。

お手数ですが、昨年お配りした予定表につきましては破棄をお願いいたします。

次に、「2 愛知県農業会議令和7年度第2回臨時総会」につきましては、3月25日（水）に愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長及び事務局課長が出席をします。

次に「3 配付物」ですが、今回は、「のうねん3月号」をお配りいたしました。

次に、「4 次回予定」ですが、次回は、懇親会を予定していることに伴いまして、通常より1時間半ほど遅く開催いたしますので、お間違いのないようお願いいたします。

4月22日（水）の午後3時から運営委員会を、午後4時から定例会を開催しまして、定例会の終了後、移動をしていただきまして、午後5時30分から、すず岡において懇親会を開催します。

なお、懇親会についてですが、皆さんのご出席を前提としております。ご都合が悪く欠席される場合のみ、3月31日（火）までに事務局にご連絡くださるようお願いいたします。出席の場合は、連絡不要とします。

こちら記載がないのですが、6月の定例会の後にも、現委員の皆様の最後の定例会となりますのでその後に懇親会を予定させていただきたいと考えておりますので、そちらもご予約をお願い致します。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り報告があった。

○ 杉浦和彦委員

以前、定例会で相談した件について報告します。●●町内に工場が来て開発を行う計画がありましたが、資金面の都合かは分かりませんが、会社の方針でいったん止まり、予定地が草だらけになっていました。そこでこの会の中で、「どうにかできないか」と相談しました。事務局のご尽力のおかげと思いますが、工場側から「●●営農に委託するので、草刈りか除草剤をお願いします」という依頼がありました。現在、工場の予定地の作業を請け、実際に田んぼを起こしています。以前は草だらけで「火をつけられたら困るね」と言っていたところも、今はきれいな状態になっています。

この場で相談し、ご尽力いただいたことへのお礼を申し上げます。ありがとう

ございました。大変助かりました。以上です。

○ 大島清隆委員

3月の初めに父が亡くなりまして、ごく内輪の家族葬でと考えておりましてこちらにご連絡をいたしませんでしたが、先ほど会長から香典をいただきました。ありがとうございました。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承

午後3時10分、議長は閉会を宣する。